

* * * * * * * * * * * * * * * *
* * * * * * * * * * * * * * * *
* * * * * * * * * * * * * * * *
* * * * * * * * * * * * * * * *
* * * * * * * * * * * * * * * *
* * * * * * * * * * * * * * * *

定 款

* * * * * * * * * * * * * * * *

株式会社ぐるなび

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社ぐるなびと称し、英文名をGurunavi, Inc. とする。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットおよびコンピューターを利用した情報処理、情報提供および広告配信サービス業務
- (2) 企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
- (3) 経営支援業務
- (4) 経営コンサルティング業務
- (5) ラジオ、テレビ、新聞、雑誌の広告企画、制作および販売
- (6) 書籍、雑誌、その他印刷物および電子出版物の企画、制作ならびに販売
- (7) 一般広告代理業
- (8) 企業の商品・サービスに関する販売促進、販売代理店業務および情報・サービスに関する提供促進に関する受託業務
- (9) マーケティングリサーチ業務
- (10) インターネット等を利用した食材、食料品、厨房機器その他食または飲食に関する商品・製品の売買、賃貸ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
- (11) 旅行業法に基づく旅行業
- (12) 飲食店の経営、企画、運営および管理
- (13) 酒類の販売
- (14) 損害保険代理業
- (15) 不動産の賃貸、管理ならびに仲介業
- (16) 有料職業紹介事業
- (17) 労働者派遣業
- (18) 前払式支払手段の発行および販売
- (19) 資金移動業
- (20) 金銭の貸付、債務の保証、各種債権の売買等の事業
- (21) 各種商品券、チケット、割引優待券の販売およびその斡旋業
- (22) コンピューター、コンピューターシステムおよびその周辺機器等ならびにソフトウェアの開発、販売および仲介業務
- (23) コンピューター、通信機器、インターネット等を利用した受発注・決済処理および課金業務
- (24) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用
- (25) 食および飲食店事業に関する教育
- (26) 厨房機器その他食および飲食業に関する製品の研究開発、製造、売買、賃貸および輸出入ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
- (27) 内装、展示ブース、展示ディスプレイおよび看板の企画、施工および監理ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
- (28) 食料品、原材料および関連製品の研究開発、製造、加工、売買および輸出入ならびにそれらの斡旋仲介およびコンサルティング

- (29) 物流に関する業務の受託ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
- (30) 古物営業法に基づく古物商
- (31) 有価証券の取得、保有および売買ならびに投資事業有限責任事業組合その他の投資事業を営む組合の組合財産の管理および運用
- (32) 金融商品取引業、投資運用業および投資助言・代理業
- (33) 農業、畜産業および水産業ならびにそれらの調査、企画および開発
- (34) 前各号に関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、187,400,000株とし、普通株式の発行可能株式総数は184,000,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は3,400,000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規則）

当会社が発行する株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

第2章の2 A種優先株式

第10条の2（A種優先配当金）

当会社は、剩余额の配当を行うときは、当該剩余额の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき第2項に定める額の剩余额（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該剩余额の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当会社が当該剩余额の配当に先立ちA種優先株主等に対して剩余额の配当（第3項に定める累積未払優先配当金に係る剩余额の配当を除く。）を行ったときは、かかる剩余额の配当の合計額を控除した額の剩余额の配当を行う。

2. ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に9.00%を乗じて算出される額とする。ただし、2022年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2022年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。
3. ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本項において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剩余额の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率9.00%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金および普通株主等に対する剩余额の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
4. 当会社は、A種優先株主等に対して優先配当金および累積未払優先配当金の合計額を超えて剩余额の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剩余额の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763

条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。

第10条の3（残余財産の分配）

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第2項に定める金額を支払う。

2. A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（第10条の5第2項に定義する。ただし、第10条の5第2項に定める償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。
3. A種優先株主等に対しては、前2項の定めによるものほか残余財産の分配を行わない。

第10条の4（議決権）

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

2. 当会社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第10条の5（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権））

A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができます。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、第2項に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

2. A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円に、累積未払優先配当金および償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（第1号に定める。）とする優先配当金日割計算額（第2号に定める。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(1)「日割計算基準日」とは、償還請求または第10条の6に定める強制償還に従ってA種優先株式を取得する日をいう。

(2)「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。）（ただし、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日と

してA種優先株主等に対し剩余金を配当したとき(当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。)は、その額を控除した金額とする。)をいう。

第10条の6 (金銭を対価とする取得条項 (強制償還))

当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額(ただし、第10条の5第2項に定める償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。)に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる(この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選または比例按分により当会社の取締役会において決定する。

第10条の7 (株式の分割、併合等)

当会社は、A種優先株式について株式の分割または株式の併合を行わない。

2. 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
3. 当会社は、A種優先株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

第10条の8 (譲渡制限)

譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

第3章 株主総会

第11条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

第12条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条 (招集権者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役または当会社の株主である執行役員がこれに代わる。

第14条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に

記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（種類株主総会）

第12条の規定は、定期株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第13条、第14条、第15条第1項および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条（取締役の選任の方法）

当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

3. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第20条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 前条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は当会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名を選定するほか必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 取締役会の決議の目的事項にかかる提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

第27条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に

よって、免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

第29条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第30条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第31条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人の責任

第32条（会計監査人の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い金額とする。

第7章 計 算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第34条（剰余金の配当の基準日）

当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

2. 当会社は、毎年9月30日または3月31日の最終の株主名簿に記載もしくは記録さ

れた株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剩余金の配当を行うことができる。

3. 前2項のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または登録された株主等に対して、剩余金の配当をすることができる。

第35条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

（附則）

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第34回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条（監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第34回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。

(制定記録)

制定 平成元年（1989年）10月 2日（会社設立）
改正 平成11年（1999年）12月28日
改正 平成12年（2000年）2月 9日
改正 平成12年（2000年）2月29日
改正 平成12年（2000年）3月10日（平成12年3月16日 効力発生）
改正 平成12年（2000年）6月12日
改正 平成12年（2000年）10月31日
改正 平成13年（2001年）6月20日
改正 平成13年（2001年）9月28日
改正 平成14年（2002年）6月28日
改正 平成15年（2003年）6月25日
改正 平成15年（2003年）11月28日
改正 平成16年（2004年）8月 6日（平成16年9月22日 効力発生）
改正 平成16年（2004年）8月27日（平成16年8月30日 効力発生）
改正 平成17年（2005年）5月25日（平成17年8月19日 効力発生）
改正 平成17年（2005年）6月29日
改正 平成18年（2006年）6月19日
改正 平成19年（2007年）6月22日
改正 平成20年（2008年）6月18日
改正 平成21年（2009年）6月19日
改正 平成22年（2010年）6月17日
改正 平成23年（2011年）2月25日（平成23年4月1日効力発生）
改正 平成23年（2011年）6月17日
改正 平成26年（2014年）2月 5日（平成26年4月1日効力発生）
改正 平成27年（2015年）6月22日
改正 平成29年（2017年）6月21日
改正 平成30年（2018年）6月20日
改正 令和元年（2019年）6月19日
改正 令和2年（2020年）6月17日
改正 令和3年（2021年）6月21日
改正 令和3年（2021年）11月30日（令和3年12月10日効力発生）
改正 令和4年（2022年）6月22日
改正 令和5年（2023年）3月1日
改正 令和5年（2023年）6月21日